

議案第36号

北名古屋市下水道条例の一部改正について

北名古屋市下水道条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和8年6月1日提出

北名古屋市長 太田 考 則

提案理由

この案を提出するのは、下水道事業の健全な経営を確保するにあたり、下水道使用料の改定を行うため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市下水道条例の一部を改正する条例

北名古屋市下水道条例（平成19年北名古屋市条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表一般用の部中「600円」を「900円」に、「40円」を「49円」に、「100円」を「122円」に、「150円」を「183円」に、「200円」を「244円」に、「230円」を「281円」に改め、同表公衆浴場の項中「600円」を「900円」に、「40円」を「49円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和9年3月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、令和9年4月分の使用料（使用料算定の基礎となる施行日以後最初の1月間の排出量に係る使用料をいう。）から適用し、同年4月分前の使用料については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、本市の区域のうち名古屋市水道給水条例（昭和22年名古屋市条例第34号）第1条第2号に掲げる区域を除く区域にある者については、令和9年4月1日以後の排出量に係る使用料から適用し、同日前の排出量に係る使用料については、なお従前の例による。ただし、その者が令和9年4月1日前から継続して公共下水道を使用している場合には、同年5月分の使用料（使用料算定の基礎となる同年4月1日以後最初の1月間の排出量に係る使用料をいう。）から適用し、同年5月分前の使用料については、なお従前の例による。